

平成27年度事業報告

一般社団法人日本産業車両協会

はじめに

平成27年のわが国経済は、最終的な実質GDPが0.5%増と、2年ぶりに増加したものの、四半期毎のGDPが増減を繰り返し、内容も民間設備投資では増加、一方では個人消費や民間住宅等で減少といったように、不安定な状況で推移した。

このような経済環境の中にあつて、平成27年暦年の産業車両の国内生産額は、下表の通り3,363億円と、2年ぶりの減少となった。主力機種フォークリフトでも、内需は堅調であったものの、輸出の減少をカバーしきれずに微減という結果となった。またショベルトラックが大きく落ち込んだ。

世界のフォークリフト市場は、中国市場の低迷から新興国市場が3年ぶりに減少したものの、先進国では増加基調が続き、全体ではほぼ横ばいであった。

先進国にあつては、IoTや自動化技術を活用した高度な物流システムの構築が求められる一方で、新興国でも環境に対する規制が徐々に導入され始めるなど、競争環境や産業車両に要求される技術や機能は多様化、複雑化しており、産業車両業界にとって難しい時代になっている。

◎産業車両国内生産額の推移

(暦年ベース、単位：億円、()内は対前年比(%))

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
産業車両計	3,424 (99.4)	3,389 (99.0)	3,637 (107.3)	3,363 (92.5)
うちフォークリフト	2,298 (99.9)	2,200 (95.7)	2,340 (106.4)	2,333 (99.7)

(経済産業省鉱工業動態統計より)

◎フォークリフト販売台数、無人搬送車システム納入件数

(暦年ベース、国内向け+輸出向け、単位：台数及びシステム数、()内は対前年比(%))

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
フォークリフト	113,197 (99.9)	106,767 (94.3)	114,238 (107.0)	115,828 (101.4)
無人搬送車システム	428 (121.6)	415 (97.0)	416 (100.2)	587* (141.1)

*暫定値
(本会調べ)

本会では、このような産業車両業界を取り巻く様々な環境の変化に対応して、「自動車産業戦略2014」に呼応して策定した『産業車両（フォークリフト）産業戦略』での優先項目に添って、業界の持続的な発展に向けた基盤強化を図っていくための取り組みを推進した。

以下において、各課題に対応して実施した事業の内容と成果について報告する。

I 基本的事項

- (1) 産業車両業界の基盤強化を図るため、業界の将来の発展に資する施策を策定・実行するとともに、併せて業界の社会的地位の向上を図るための事業を推進した。
- (2) フォークリフト、無人搬送車システム、特殊自動車、及びその他の産業車両や関係部品等の機種ごとに有する課題について、それぞれ関係する情報、社会経済的な動向の把握を行い、関係委員会等を通じて適切な対応策を検討、推進した。
- (3) 経済産業省をはじめ、国土交通省、厚生労働省、環境省等の関係官庁、諸機関及び内外の関係団体と連携して、産業車両に関する諸事業の推進に協力するとともに、要望事項等の具申を行い実現に努めた。

II フォークリフト業界の基盤強化のための事業

1. 製造業としての基盤強化及び社会的地位の向上のための事業

フォークリフトについて、国内でのモノづくりの強化、新技術の開発、付加価値の向上等により事業基盤の強靱化を進めるため、引き続き以下の事業を推進した。

(1) 業界の基盤強化の推進

経済産業省の「自動車産業戦略2014」における“トラック・フォークリフト・運搬車両機器戦略”に呼応して『産業車両（フォークリフト）産業戦略』の作成を行って、業界の課題と将来の目標、及びその実現に向けた取り組みの方向性をとりまとめ、優先順位を付けて着実に実施した。また同戦略について、メディアへの掲載に努め、広く周知を図った。

※なお以下、各事業で☆を付したものは、この戦略に基づく事業である。

(2) 業界を取り巻く社会・経済情勢の適確な把握と業界に対する支援措置の要望推進

①☆環境省、国土交通省に対して、平成28年度のフォークリフト等の購入補助金制度導入を要望し、両省連携による物流分野のCO₂削減対策促進事業において、燃料電池フォークリフト、新型電気式フォークリフト等への支援措置が採用されることとなった。

②生産性向上設備投資促進税制の証明書発行団体として、仕様の適用証明書の発行を行った。

(3) 社会的地位の向上

①☆政府への関連施策要望の中で、産業車両が担う、輸送と共に物流を担うマテリアルハンドリング、イントラロジスティクスの分野での、効率化や環境負荷低減への

貢献を広くアピールした。

- ②排出ガス規制への対応や地球温暖化対策、循環型社会の形成への貢献等の環境問題への取り組みについて、PRリーフレットの発行や会報・ホームページ等で広く周知を行った。

(4) 統計業務のさらなる充実化

国内外の生産、受注、販売、輸出等に関する統計の整備を継続推進するとともに、需要予測の策定を行って、市場動向の適確な把握に努め、会員や関係者に提供した。

2. 国際交流・グローバル化推進のための事業

世界のフォークリフト市場・産業の構造的な変化に的確に対応すべく、海外業界との交流、協力や情報の交換・収集を通じて、会員各社の円滑な海外事業をサポートし、業界の基盤強化に資するため、以下の通り事業を推進した。

(1) 国際交流の推進

- ①平成27年9月、アメリカにおいて開催されたI T A（米国産業車両協会）の年次総会に合わせ、I T A、F E M I T（欧州物流機械連盟産業車両部会）及びC I T A（中国産業車両協会）との協力による、第18回アライアンス業界首脳会議を開催し、国際規格、環境、関税等の世界の業界における共通関心事項を中心に意見・情報交換を行った。
- ②①に合わせて開催されたプレジデントフォーラムにおいて、欧米中の協会長と共に、それぞれ市場や産業の動向について講演を行い、広く業界の最新事情を広報した。
- ③①に合わせて、W I T S世界産業車両統計の運営委員会を開催し、F E M I T、I T A、C I T A、K O C E M A（韓国建設機械工業会）、A B I M A Q（ブラジル産業車両協会）及びS I M H E M（インド産業車両協会）との協力により実施している同統計プログラムの円滑な運営と正確かつ迅速な情報集計に資するための協力体制の強化を図った。
- ④平成27年11月のC I T Aによる訪日調査団による会員工場の見学等実施を支援した。

(2) グローバル化への対応促進

- ①海外調査統計委員会において、海外市場及び日本の輸出・海外現地生産の見通し策定を行った。
- ②日本機械輸出組合の貿易・投資円滑化ビジネス協議会や日本機械工業連合会の講演会等への継続参加や、海外協会との関係強化により、会員の事業に資する情報の収集と共有に努めた。
- ③☆経済産業省に対して、各国・地域との経済連携協定交渉において、産業車両の関税撤廃の申し入れを行うよう要望した
- ④日本からの正規輸出車であることを示す会員向け新車証明ラベルの頒布を継続推進した。

3. 環境対応推進のための事業

環境負荷の低減、省エネルギーの推進といった業界の社会的責務を果たすべく、以下の通り事業を推進した。

(1) 産業車両の環境負荷低減機能の周知促進

☆環境省のL2-Tech認証対象品目（低炭素性能を持つ製品）にフォークリフトが採用された。

(2) 環境自主行動計画の着実な推進

①産業車両業界の地球温暖化対策への取り組み状況について、日本経済団体連合会の低炭素社会実行計画フォローアップ調査に協力すると共に、平成28年2月の経済産業省産業構造審議会環境部会WG会議で説明報告を行った。

②産業車両業界の廃棄物削減対策への取り組み状況について、日本経済団体連合会の環境自主行動計画フォローアップ調査に協力した。

(3) 特殊自動車排出ガス規制への対応推進

環境省の燃料蒸発ガスに対する規制検討に対応し、中央環境審議会自動車排出ガス専門委員会で、特殊自動車の状況説明を行った。

(4) 海外の環境規制への対応推進

☆香港で新たに導入されたディーゼル式オフロード車に対する排出ガス規制について、経済産業省の支援も得ながら情報収集と共有を行って、業界としての円滑な対応を進めるなど、海外規格・規制に関する情報共有を活発化させ、グローバルなビジネス環境の改善に努めた。

4. 安全向上推進のための事業

内外の安全規格、規制の国際的な標準化を積極的に推進していくとともに、国内におけるフォークリフトの安全性の向上及び安全作業の推進に貢献する施策に取り組み、顧客からの信頼も高めて、業界の基盤強化に資するため、以下の通り事業を推進した。

(1) 国際標準化の推進

①経済産業省産業技術環境局の指導を得て、産業車両分野の国際標準化を促進するため、平成27年10月オーストラリアでのISO/TC110（産業車両）関係会議に代表を派遣し、産業車両に関する安全、用語等の規格の策定・改正審議を行った。

②欧州のCEN/TC150（欧州標準化委員会/産業車両）、アメリカのITA/GEC（米国産業車両協会/技術委員会）、アメリカの製品安全認証機関であるUL（アンダーライターズ・ラボラトリーズ・インク）等の産業車両関係の規格、規制に関する情報収集、情報交換を行って、業界での共有を図って、適切な対応を推進した。

③JEMA（日本電機工業会）の産業車両用燃料電池システムの国際標準化事業に参加し、性能試験方法に関するIEC規格原案作成審議に協力した。

④環境省の要請を受けて、ISO/TC297（廃棄物管理、リサイクル及び路上操

業サービス（仮称）の国内審議委員会に参加し、情報共有を行った。

（２）国内標準化の推進

- ①国内標準化の観点から、産業車両に関する J I S（日本工業規格）の国内審議団体として、学識経験者、関係省庁、使用者の参加・支援を得て、日本規格協会と共に、J I S D 6 2 0 1「フォークリフトトラッカー用語」の改正原案作成審議を開始した。
- ② J E M A（日本電機工業会）の産業車両用燃料電池システムの標準化事業に参加し、安全に関する J I S 原案作成審議に協力した。
- ③☆物流関係業界等と連携・協力して、日本の国際競争力の向上と産業車両業界の発展につなげるため、J I S Z 0 6 5 0「ユニットロードシステム通則」の改正原案作成に参加した。
- ④他団体による、ベアリング（転がり軸受）、タイヤ等のフォークリフト使用部品の J I S 規格、業界規格の制定・改正について、使用者業界の立場として意見提出を行った。

（３）機械安全、リスクアセスメントへの対応強化の推進

日本機械工業連合会の機械安全推進特別委員会、機械安全標準化特別委員会及び関連講演会に参加し、機械安全に関する理解を深め、会員への情報提供を行った。

（４）安全向上に資する施策推進

- ①☆フォークリフトによる死傷事故の削減という目標達成に資するため、第三者調査機関に委託して、厚生労働省の労働災害統計を活用した、フォークリフト事故発生統計の分析を行った。
- ②顧客がより安心して製品を使用できるよう、厚生労働省の職業能力開発事業の下で、中央職業能力開発協会が実施する産業車両整備技能士の国家技能検定に協力し、問題集の作成・頒布や、試験会場への専門家派遣等を行った。なお平成 2 7 年度は 1 9 6 名の技能士が合格した。
- ②労働安全衛生法に基づくフォークリフトの特定自主検査制度の実施促進を図るため、建設荷役車両安全技術協会と協力して、同検査実施経歴書の発行・普及を行って、顧客に対する同制度の周知徹底に努めた。また同協会からの当該事業強化の要望に応じて、平成 2 8 年度からの経歴書等の発行業務を同協会に移管することを決定した。
- ③安全作業の確立と労働災害防止に資するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会による第 3 0 回全国フォークリフト運転競技大会実施に協力した。

Ⅲ 無人搬送車システムの健全な発展のための事業

無人搬送車、無人けん引車、無人フォークリフト及び有軌道台車を対象とする無人搬送車システムは、需要業界のニーズの多様化や技術の革新等により発展変化を遂げているが、無人搬送車システム委員会において、学識経験者の提言や会員各社からの要望を受けなが

ら、正確な現状認識に努め、さらなる発展を図るため、以下のような事業を推進した。

(1) 無人搬送車システムの安全標準化の推進

① I S O / T C 1 1 0における、I S O 3 6 9 1—4「無人搬送車及びそのシステムの安全」の制定審議に参画し、日本としての意見・要望を提出した。また同規格の制定審議の進捗に鑑み、J I S D 6 8 0 2「無人搬送車システム—安全通則」の改正に向けた検討を行った。

② 無人搬送車システムのリスクアセスメント実施ガイドラインの着実な運用を推進した。

(2) 無人搬送車システムに関する調査と広報活動の推進

① 平成27年の無人搬送車システム納入実績調査を実施した。

② サービスロボット等関連機械に関する情報収集と意見交換を実施した。

(3) 関係省庁、団体との連携・協調の推進

ロボット革命イニシアチブ協議会に参加すると共に、日本ロボット工業会、日本物流システム機器協会の本会委員会への参加を得て、無人搬送車システムの安全、振興策等について意見・情報の交換を行うと共に、さらにその他関係省庁、関係団体との連携を進めた。

IV 特殊自動車届出業務の円滑な推進のための事業

道路運送車両法に規定される特殊自動車は、作業を主目的とした特殊な構造・装置を有しており、一般自動車とは異なった型式認証の実施が必要となっている。本会では産業車両だけではなく、建設機械、農業機械も含めた特殊自動車全体の型式認証業務に関する国土交通省との窓口としての役割を担って、関係法令・規定等の制定、運用等に関して、建設的な意見具申を行い、適正かつ円滑な対応のため、以下の事業を推進した。

(1) 国土交通省の施策への協力と業界意見の具申

① 関連法令・規定についての意見照会に対応し、業界要望が反映されるように努めた。

② 道路運送車両法の改正に伴う、国土交通省の共通構造部型式指定制度の新設や基準適合性審査の有償化の動き等に対応して、特殊自動車関係団体と連携して、一般の自動車と異なる特殊自動車の実情に十分配慮された制度となるよう要望を行った。

③ 特殊自動車の試験方法を規定した協会規格(J I V A S—S部門)の位置付けを明確化するため、交通安全環境研究所自動車審査部の新型自動車の試験方法(T R I A S)の中に同規格を採用いただく取り組みを継続して推進した。

④ 特殊自動車のリコールについて、関係会員各社が適切な対応を講じることができるようにするため、制度の認識強化を図った。

⑤ 交通安全環境研究所自動車審査部の一般公開において、会員企業の協力を得て、特殊自動車の展示を行った。

(2) 特殊自動車に関する認証業務の適正化、円滑化の推進

排出ガス規制の強化等、関連法令・規定の改正に対応し、特殊自動車の型式認証手続の際に不備が指摘されることのないように周知徹底を図り、業務の適正化に努めた。

②オンラインによる各種届出・申請について、適切な使用方法を周知し、電子申請システムの円滑な利用を進めた。

(3) 特殊自動車の保安基準に不適合となる改造等の再発防止対応について

①基準に不適合となる車検後の改造等がなされていた場合の改修や構造変更届出等の対応について継続調査し、同省に対して進捗状況を定期報告した。

②公道を走行する特殊自動車の使用者に対する法令遵守の徹底のため車両改造時の注意点と、回転灯の取り扱いのリーフレットを協会ホームページに掲載し、会員による再発防止と継続調査・改修への協力依頼を支援した。

V 広報・宣伝、会員の連絡親睦のための事業

業界に関する情報の受発信能力の向上を図るとともに、会員間あるいは業界間での情報交換の強化と円滑化を図って、業界の基盤強化に資するため、以下の事業を推進した。

(1) 業界としての情報発信力強化

①協会ホームページにおいて統計や関係官庁からの情報提供を拡充し、業界事情の紹介に努めるとともに、会報「産業車両」誌を継続刊行して、さらに詳しい情報提供を行った。

②平成28年9月13日～16日の4日間、関連6団体と共に開催する予定の「国際物流総合展2016」について、実行委員会等での準備作業を進めた。

(2) 会員の連絡親睦

平成27年6月に総会後の懇親パーティー、平成28年1月に新年賀詞交歓会をそれぞれ開催し、経済産業省、国土交通省等の関係官庁、関係団体等からの多数の来賓を迎え、会員を交えての交流の機会を提供した。

以 上